建学発 2000-第 0041 号
2000 年 3 月 3 日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメントご担当者　殿

社団法人　日本建築学会
建 築 法 制 委 員 会
委 員 長　　十 亀　　彬

建築基準法施行令改正についての意見

日本建築学会建築法制委員会として、施行令改定案の全体の構造、運用について検討を行った。その結果、下記の３点について再考されるよう提言する。
なお、この意見は日本建築学会学術委員会の承認を得て建築法制委員会の責任において表明するものである。

記

〇建築物のストックを重視することは建築物が時代を超えて使い継がれることを期待するもので、その過程では用途の変更が当然予測される。一方、性能に基づく設計は、性能を発揮する設計の前提条件などの情報が建築物の使用段階に正しく伝達され守られることが不可欠である。たとえば用途別に設定される積載荷重および可燃物の発熱量（火災重量）の設定は用途の変更によって根拠を失う。
したがって、用途変更や増改築など従前よりも厳しい管理が必要とされる。そのための具体的な仕組みを考える必要がある。

以上